

協議会の会則です！

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会 会則

- (名称)**
第1条 この会は、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。
- (目的)**
第2条 協議会は、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区のまちづくりについて、まちづくり検討会および勉強会での協議を踏まえ、地区の防災性と住環境の向上を図り、誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちを目指すことを目的とする。
- (対象地区)**
第3条 川口市芝樋ノ爪及び芝4・5丁目を対象地区（一部、大字芝のうち都市計画道路南浦和前川線以南の区域を含む）とする。
- (活動内容)**
第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、会員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、協議会の活動を行う。
 (1) 対象地区のまちづくりに関する情報提供及び意見交換。
 (2) 住民、地権者等への情報提供。
 (3) その他、まちづくりに必要な事項。
- (会員)**
第5条 協議会は、次の者をもって構成する。
 (1) 対象地区に居住する者、土地・建物を所有する者又は業を営む者で、対象地区に係る町会長の推薦する者。
 (2) 前号の規定に関わらず、協議会の承認を得た者。
- (役員)**
第6条 本会の役員は、次のとおりとする。
 (1) 協議会に、会長1名、副会長若干名を置く。
 (2) 会長及び副会長の職は、原則として対象地区に係る町会長が担う。
 (3) 会長は、対象地区に係る町会長から互選する。会長は、必要に応じて協議会を招集し、ならびに会務の総括をおこなうものとする。
 (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- (会員の任期)**
第7条 任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- (事務局)**
第8条 この協議会の事務局を川口市都市整備部市街地整備室に置く。
- (会則の改正)**
第9条 この会則は、協議会で改正することができる。
- 付 則**
この会則は、平成23年10月18日から施行する。

川口市市街地整備室の事務所が開設しております！

旧芝園小学校に市街地整備室が開設しました。市の担当職員が常駐していますので、まちづくりに関するご意見や地域の情報などがあれば、お気軽にお訪ねください。

住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17

※ 鉄骨の外階段を上った3階が事務所になります。移動手段が階段のみとなります。また、駐車場はございません。ご注意ください。よろしくお願いいたします。



問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 担当：宗像、新井、岩間、鈴木
 TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

2号

発行日：平成24年2月
 発行：芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
 (事務局) 川口市都市整備部市街地整備室
 編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会では、昨年引き続き地区のまちづくりについての話し合いを継続し、活動内容を地区の皆さまにお伝えしていきます。本年もよろしくお願いいたします。

第2回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会を開催しました！！

平成23年11月29日（火）に第2回芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会を開催しました。当日は、植杉大さんが協議会会員として新たに承認されました。また、①地区の課題の確認、②地区のまちづくりが第2ステップに入ったこと、③まちづくりルール（地区計画）とはどのようなものかについて事務局から説明（2～3ページ参照）があり、意見交換（3ページ参照）が行われました。

次回、第3回芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会は平成24年2月17日（金）に開催する予定です。会員以外の方でも傍聴ができますので、ご興味がある方は4ページ下段の問合せ先までご連絡ください。

第2回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会

- 日 時 平成23年11月29日(火) 14時～15時半
- 場 所 芝公民館 / ●出席者 11名
- 次 第
 1. 開会
 2. 協議会会員の補充
 3. 誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちに向けて
 4. 次回の予定
 5. 閉会



▲当日の意見交換の様子



芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会の活動内容を、川口市のホームページで閲覧することができます！

以下のURLで、議事録、会則、ニュース等を閲覧することができます。ホームページは随時更新中です！

第2回協議会での主な説明内容 ~誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちに向けて~

① 芝樋/爪及び芝4・5丁目地区のまちの課題

- ・土地区画整理事業予定区域であり、建物を建てる際、建築確認申請前に許可が必要です。
- ・当地区の大部分が、地震時等において大規模な火災の可能性があります。
- ・幅員4m未満の行止り道路や、小規模な宅地が多く、建物が密集しています。

② 芝樋/爪及び芝4・5丁目地区のまちづくり

H21.8 芝地区まちづくり説明会資料より（川口市ホームページで閲覧できます）

土地区画整理事業によるまちづくり手法を見直し、段階的なまちづくりを行います。

第1ステップ

密集型住市総事業による、防災上必要とされる道路・公園等は、市が主体となって段階的に整備します（H23.5 策定、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会ニュース1号参照）。

今後の協議

第2ステップ

より良い環境を担保するために、地区の皆さまが主体となってまちづくりルール（地区計画）を作成します。

③ まちづくりルール（地区計画）について

防災性向上

- ・現状の建築制限に加えるルール（用途・形態・景観 など）
- ・地区施設（道路・公園等）の指定

生活利便性向上

④ まちづくりルール（地区計画）の検討スケジュール（案）

今年度	まちづくりルール（地区計画）の検討を開始
24年度 ～ 25年度	<ul style="list-style-type: none"> ●第1案のとりまとめ ●地区の皆さまに意見をうかがうアンケートなどを実施 ●原案の作成
25年度 以降	法律にのっとり、意見をうかがう手続きを行い、地区計画の都市計画決定

第2回協議会で出された主な意見

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

会員: 商店街では、ここ3年で店舗数の2割ほどが減っており、危機感を持っている。一方で、あきらめ感もある。また、若い世代が商店街活動に興味を示していない。次回協議会までに、どのような商店街にしたいかを商店会で話し合い、次回協議会にて要望を出したい。

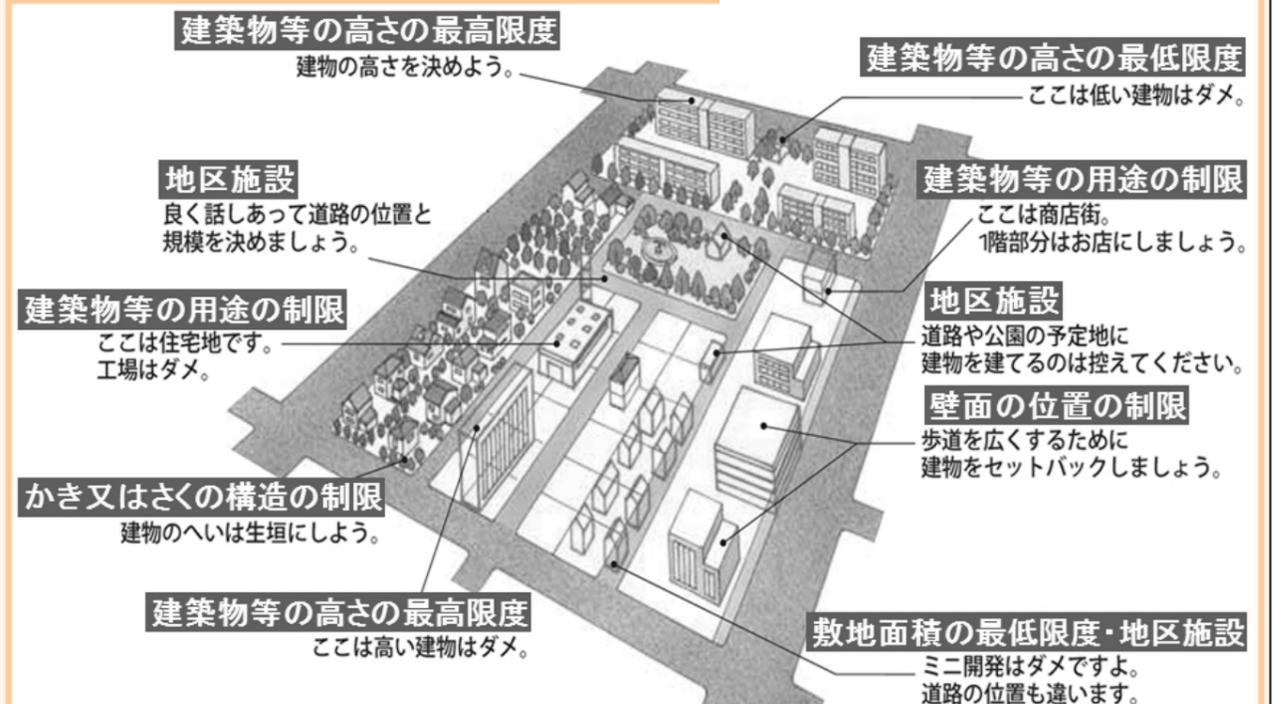
事務局: 要望に関しては参考意見としてしっかりと受け止めさせていただきます。商業地域では、風俗系の店舗が立地する可能性がありますので、まちづくりルール（地区計画）にて立地を規制する方法もあります。

会員: 相続によって発生した敷地は、売却しやすいように土地が細分化されることがある。密集市街地が増えていくことに歯止めをかけたいと思っていたが、本日の説明にて、地区計画で敷地面積の最低限度を定めることができることを知ったので、このようなルールを取り入れることも考えられる。

会員: 地区が魅力的にならないと入居者は増えないと思う。住宅が密集していると魅力を損なうと思うので、街並みなどを大幅に変える必要がある。芝地区の将来像を持つべきであるが、地区計画でどこまでまちを変えることができるのかがわからない。

事務局: まちづくりルール（地区計画）については、まちづくり協議会での意見交換や、地域の皆さまへのアンケート調査により、意向把握を行ってまいります。また、地区の将来像についても地域の皆さまと一緒に検討していきたいです。

地区計画で定められるルールのイメージ（例）



出典：国土交通省ホームページより